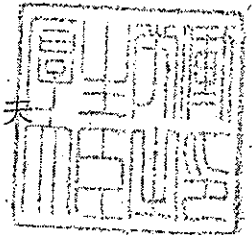


厚生労働省発食安1215第2号

平成22年12月15日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 2-（3-フェニルプロピル）ピリジンの添加物としての指定の可否について
2. 2-（3-フェニルプロピル）ピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格の設定について

